

統計調査業務の民間開放に向けた具体的方策の検討について

府省名：厚生労働省

1 ガイドラインの改定作業と並行して、どのような検討を行ったのか

(1) 基本的考え方

① 民間委託推進に関する検討会議等の検討経緯

民間委託推進に関する検討会議及びワーキンググループにおける「統計調査の民間委託に係るガイドライン」改定の検討の際には、公共サービス改革法の対象とすることが適切な統計調査業務について、指定統計調査を中心に議論がなされ、その中でも特に実査が国直轄のものを中心に議論されていたことから、厚生労働省においては、民間開放の具体的方策の検討に当たって、指定統計調査の実査の系統(流れ)に着目して検討を進めた。

② 検討に当たっての留意点

厚生労働省の指定統計調査には、毎月勤労統計調査のように都道府県の統計主管課を經由して調査を実施しているものがある一方、以下のような事業主管課を經由して実施している厚生労働行政に密着した調査が多い。

- 都道府県事業主管課、保健所・福祉事務所を經由する調査
人口動態調査、医療施設(静態・動態)調査、患者調査、国民生活基礎調査、
薬事工業生産動態統計調査
- 都道府県労働局、労働基準監督署を經由する調査
賃金構造基本統計調査

(2) 地方公共団体との意見交換及び民間事業者のヒアリング

いくつかの地方公共団体(都道府県等の事業主管課)と非公式ではあるが意見交換を実施するとともに、民間事業者のヒアリングを行った。

① 地方公共団体との意見交換

地方公共団体に実査を委託している調査については、現行の方式、地方公共団体の判断で民間開放していく方式(以下「地方判断方式」という。)、国の直接執行事務に引き上げる方式の3つが考えられるが、地方判断方式は、全ての地方公共団体において否定的であり、国の直接執行事務に引き上げるべきとする意見が多く、現行方式とする意見は少数であった。

地方公共団体の主な意見は以下のとおり。

- 地方判断方式は、地方公共団体における業務量(仕様書作成、契約事務、モニタリング等)がかえって増加するのではないか。
- 医療等の調査の専門性に対応できる民間事業者が存在するか疑問。
- 地方判断による民間委託を行ったことにより回収率が低下した場合、地方公共団体で従来の回収率を維持させる手立てがない。
- 地方判断によるバラバラな民間委託は、全体の結果精度への影響が懸念。

- 現状の調査に係る経費では民間委託は困難。
- 国に必要な統計は国で一元化して実施するのが本来の姿。国の事務とした上で、国から一括して民間委託した方が効率的、統一的な対応がとれるのではないか。
- 国から委託を受けている事務は、地方公共団体でないとできないから地方公共団体が受けているのであって、その事務を国が民間委託可能と判断するのであれば、地方が受ける必要がなく、国が直接民間委託すればよい。
- 統計調査に対する国民の信頼性等を考えると地方公共団体に関わるべき。

② 民間事業者のヒアリング

民間事業者からのヒアリングの結果、現状においては、大規模統計調査の受け皿がないこと及び高い回収率の確保がネックと考えられる。主な点は以下のとおり。

- 全国規模で調査実施可能とする民間事業者は、10社程度。
- 調査員調査では、登録調査員数は500～900人程度で、一定の準備期間があれば最大の1000人程度の確保は可能とする事業者が存在。回収率は良いもので7割程度。
- 郵送調査は、数万単位の調査実績は各社ともあるが、多くは、回収率2割～6割程度。10万事業所調査実績のある事業者もあるが、回収率は5割程度。

上記①及び②を踏まえると、指定統計調査の民間開放については、統計の正確性、信頼性の確保、秘密の保護を前提に、民間事業者の受け皿の問題、地方公共団体の意向等をみながら、慎重に対応していく必要があるものと考えられる。

(3) 公共サービス改革法の対象とする統計調査の洗い出しの方向性

民間委託推進に関する検討会議及びワーキンググループにおける「統計調査の民間委託に係るガイドライン」については、当初、指定統計調査を中心に検討を行ってきたところであるが、最終的には、「国直轄の統計調査のうち、より高い質の確保を図る必要がある統計調査について、民間事業者の創意と工夫の反映が期待される実査を含む一体としての統計調査業務を民間開放する場合には、公共サービス改革法を積極的に活用する。」との方向で整理されたことを受けて、厚生労働省として、指定統計調査に加え、より高い質の確保を図る必要がある統計調査についても、法の対象とする検討を行った。

2 公共サービス改革法の対象とする方向で検討を行う統計調査及びその選定理由

(1) 社会福祉施設等調査（別紙1）及び介護サービス施設・事業所調査（別紙2）

（選定理由等）

- ① 国直轄の郵送調査として実施している部分があること
- ② 全数調査であり指定統計調査と同等に高い質を確保する必要がある重要な統計調査であること
- ③ 指定統計調査の民間開放を検討するに当たってのモデルになると考えられること
平成20年度は、国直轄の郵送で実施している部分について、公共サービス改革法の対象調査として実施するとともに、地方公共団体に委託している部分を国の事務に引き上げることについても検討を行う。

平成21年度は、検討結果を踏まえ、地方公共団体に委託している部分を国の事務に引き上げ、公共サービス改革法の対象調査として実施する。

(2) 就労条件総合調査（別紙3）

（選定理由等）

- ① 国直轄（都道府県労働局経由）の調査であること
- ② 企業の賃金・労働時間制度等を総合的に把握する調査であり、指定統計調査と同等に高い質を確保する必要がある重要な統計調査であること
- ③ 指定統計調査の民間開放を検討するに当たってのモデルになると考えられること
平成20年度から、都道府県労働局経由を本省の事務に引き上げ、公共サービス改革法の対象調査として実施する。

3 その他、統計調査業務の民間開放について具体的な取組（検討中のものを含む）があれば記載してください

(1) 医療施設静態調査（指定統計調査）及び患者調査（指定統計調査）

3年周期で平成23年度に実施を予定している医療施設静態調査及び患者調査について、2(1)の調査における実施状況をみながら、国の事務に引き上げるのか、地方判断方式で行うのか、現行方式を維持するのかを平成21年度中に結論を得る。

(2) 賃金構造基本統計調査（指定統計調査）

都道府県労働局を經由して実施している賃金構造基本統計調査について、平成23年度以降の調査の実施に当たって、2(2)の調査における実施状況をみながら、本省の事務に引き上げるのか、都道府県労働局単位での民間開放を行うのか、現行方式を維持するのかを平成21年度中に結論を得る。

(3) 国民生活基礎調査（指定統計調査）

調査方法の多様化（自計方式、郵送・オンライン調査の導入等）などの見直しを行うため、平成20年度に試験調査等を実施し、地方判断方式による民間開放を行うかどうかを含め、平成21年度中に結論を得る。

社会福祉施設等調査の概要

1 調査の目的

この調査は、全国の社会福祉施設等の数、在所要者数、従事者数の状況等を把握して社会福祉行政推進のための基礎資料を得ることを目的として、3年に1回は施設の設備・機能等を詳細に把握する精密調査を、中間の2年間は基礎的事項のみ把握する簡易調査を実施している。

2 調査の対象及び客体

全国の社会福祉施設等及び障害者自立支援法による障害福祉サービス事業所を対象とし、その全数を客体とする。

社会福祉施設等：約6万8千施設

障害福祉サービス事業所：約2万8千事業所（うち本省直接郵送分は約2万5千）

3 調査の期日

毎年10月1日

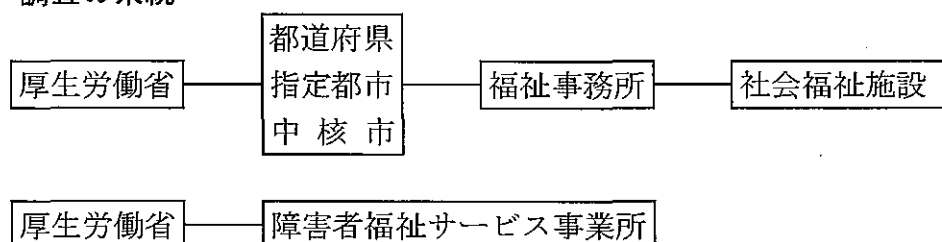
4 調査の事項

施設・事業所の種類、設置・経営主体、定員、利用者数、従事者数等

5 調査の方法

- (1) 施設票は、福祉事務所を通じて調査票を配付し、施設管理者が調査票に記入する。
- (2) 事業所票は、厚生労働省から障害福祉サービス事業所へ直接郵送し、事業所管理者が調査票に記入する。ただし、施設に併設されている事業所については、福祉事務所を通じて調査票を配付する。

6 調査の系統



7 予算額

65,543千円（平成18年度）

介護サービス施設・事業所調査の概要

1 調査の目的

この調査は、全国の介護サービスの提供体制、提供内容等を把握することにより、介護サービスの提供面に着目した基盤整備に関する基礎資料を得ることを目的としている。

2 調査の対象及び客体

全国の介護保険施設及び介護保険法による居宅サービス事業所等を対象とし、その全数を客体とする。

介護保険施設：約 1 万 3 千施設

居宅サービス事業所等：約 8 万 5 千事業所（うち本省直接郵送分は約 4 万）

3 調査の期日

毎年 10 月 1 日

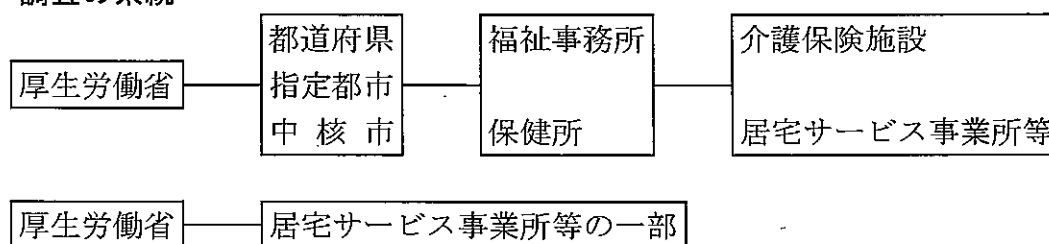
4 調査の事項

定員、利用者数、従事者数、経営主体、居室の状況等

5 調査の方法

施設票及び事業所票は、福祉事務所・保健所を通じて調査票を配付し、施設・事業所管理者が調査票に記入する。ただし、居宅サービス事業所等の一部については、厚生労働省から直接郵送し、事業所管理者が調査票に記入する。

6 調査の系統



7 予算額

73,182千円（平成18年度）

就労条件総合調査の概要

1 調査の目的

この調査は、我が国の企業の賃金制度、労働時間制度、労働費用、福祉施設・制度、退職給付制度、定年制等について総合的に調査し明らかにすることを目的としている。

2 調査の対象及び客体

本社の常用労働者が 30 人以上である会社（株式、有限、合名・合資、相互）組織の民営企業から産業、規模別に層化して無差別に抽出した約 5,300 企業を客体とする。

3 調査の期日

毎年 1 月 1 日

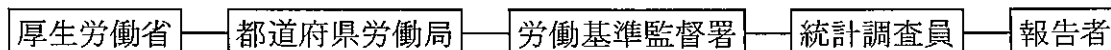
4 調査の事項

所定労働時間、週休制、年間休日総数、年次有給休暇、特別休暇制度、変形労働時間制、みなし労働時間制、賃金形態、業績評価制度、賃金制度の改定状況、福利厚生制度、定年制等に関する事項

5 調査の方法

調査票は、都道府県労働局、労働基準監督署、統計調査員を通じて配布し、企業の記入担当者が調査票に記入する。

6 調査の系統



7 予算額

34,078 千円（平成 18 年度）